

平田村農業委員会だより

第9号

平成28年9月1日

編集・発行
平田村農業委員会
TEL (0247) 55-3115
(直通)

農業委員定数等を検討

農業委員会法改正に伴い、新たな農業委員等を選出するにあたり、これまでの農業委員会における業務や地域の実情などを反映させ、首長部局に意見を述べるため、平田村農業委員会検討委員会を設置しました。委員は、現農業委員の中から選任し、会議を開催しました。

今後は、農業委員や農地利用最適化推進委員の定数など具体的な検討を重ね、平成29年7月の改選では、新農業委員会制度のもとで委員が選任されることとなります。

【検討委員会】（ ）内は行政区

- 駒木根 茂 (上蓬田)
- 佐藤 四郎 (下北方)
- 村上 信一 (上北方)
- 笠巻 正夫 (打違内)
- 佐藤 仁 (駒形行)
- 三本松喜良 (下蓬田)

農業委員の役割とは

担い手への農地等の利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進など農地等の利用の最適化を積極的に推進する役割があります。

薬草、試験栽培開始！ 遊休農地の解消に期待！

本村では、東京電力福島第一原発事故の影響により葉たばこの廃作及び農家の高齢化等が原因となり生じた遊休農地を解消するため、奥羽大学薬学部との共同研究による、薬用作物の試験栽培を開始しました。今回は、甘草・ムラサキ・オタネニンジン等の試験栽培に取り組みます。甘草は、ジュピアランドひらたに隣接する圃場に露地栽培とハウス栽培併せて約二千株を植栽し、2年後の収穫を目指します。今後は、本村にあつた薬草栽培方法を研究し、六次化商品の開発も行うこととなります。



△ハウス内に植栽した甘草

県外導入、素牛15頭導入



△県外導入され、引き渡しされる素牛

今年度の優良基礎肉用雌牛導入事業（県外導入牛事業）に伴う素牛の買い付けを、7月16日から21日まで宮崎県と鹿児島県の家畜市場から導入しました。

県外導入牛は、畜産振興を図るため、優良肉用雌牛を計画的に導入し、育成繁殖により、肉用牛の質的改良と規模拡大を図るもので、今年度も雌牛を15頭導入しました。

7月22日と25日にはJA夢みなみ畜産センターで、貸付決定された畜産農家に引き渡しを行いました。今回の導入された雌牛は、主に「華春福（はなはるふく）」と「秀正実（ひでまさみつ）」で本村の家畜改良に更なる期待を寄せています。



農業の経営とくらしに役立つ情報をお届けします。

- 毎週金曜日発行
 - B3版8～10頁建
 - 購読料：月700円[送料, 税込み]
- ◇購読のお申し込みは、お近くの農業委員または村農業委員会事務局までお願いします。

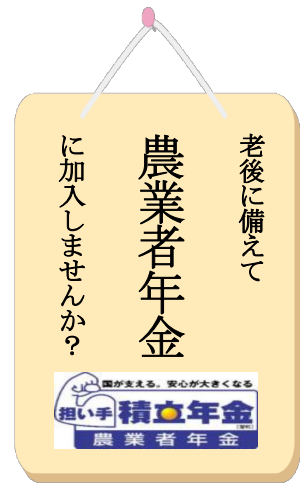
水稲生育・転作物調査を実施



△生育を確認する農業委員

8月17日、水田専門委員が村内各地で水稲生育・転作物調査を実施しました。現在のところ、水稲生育等の生育は順調に進んでおり、秋の収穫が期待されます。

農家のための年金制度



農業者のための公的年金である農業者年金は、自分で納めた保険料とその運用益を原資として支給される「確定拠出型年金」です。また、支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象になるなど、農業者にとってメリットの多い内容となっています。老後の生活に備え加入を考えませんか？

○農業者年金とは？

農業者年金は、日本農業の担い手である農業者の、老後の安定を図ることなどを目的とした、農業者だけが加入できる「農業者のための年金」で、国民年金（基礎年金）に上乘せした任意加入の公的年金制度です。

○加入要件

国民年期の第1号被保険者で年間60日以上農業に従事する方、20歳以上60歳未満の方です。

○特徴

積立式で安定した財政運営です。年金額は加入者・受給者数に左右されない、少子高齢化時代に強い制度です。

○80歳までの保証がついた終身年金です。

年金は原則65歳から生涯支給され、仮に80歳前に死亡した場合でも、80歳まで受け取れるはずであった老齢基礎年金が死亡一時金として遺族に支給されます。

○保険料

保険料は、月額2万円から6万7千円までご自身のライフプランに合わせて千円単位で自由に選択できます。

支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税が節税になります。65歳以上であれば、国民年金とあわせて月額120万円までは非課税となります。

農業者年金に加入したい、もっと詳しく知りたい方は、平田村農業委員会事務局までお問い合わせください。

(☎ 55 | 3 1 1 5)

ひらた有機の会、設立



△「ひらた有機の会」のメンバー

6月28日、平田村役場において「ひらた有機の会」設立総会が開催されました。

設立総会には、村内で減農薬・有機農業を実践している農家7名と澤村和明平田村長や高橋平福島県農業総合センター有機農業推進室長など7名が出席しました。

設立総会では、設立の目的や規約、活動計画等が承認され、今年度は有機認証に向けての研究開発や環境保全型農業直接支払交付金事業を活用し水稲と野菜（主にサツマイモ）の作付けを約2ヘクタール行うことを決定しました。

また、初代会長には、駒木根茂さん（上蓬田）が選出されました。

各種申請書受付締切は毎月末日！

当委員会での、農地の賃借・売買や転用申請等に関する各種申請の受付日を農業委員会法改正に伴い、毎月末日締め切り（末日が休日の場合は翌日）となります。

- ◎農地法3条申請
- ・農地を農地として賃借売買する場合
- ◎農地法4条・5条申請
- ・農地を農地以外のものとして使用する場合
- 例・一般住宅・駐車場・資材置場等
- ◎農地の賃借の届出等
- ・利用権設定

※詳しくは、農業委員会までご相談ください。

編集後記

昭和26年に気象台の記録が始まって以来初めての東北地方上陸の台風10号、聞いたことがあると思いきや自分の生まれた年以來初とのこと。迷走に迷走を重ねて日本中の注目を浴びた進路の行方、それが自分の住んでいる地域に上陸とは。想定外が普通に起きてしまう現実に被害が最小限であればと願うばかりです。

さて、収穫の秋、次年度の生産に意欲が出るような秋になってもらいたいものです。

(担当 村上信一)